

平成 25 年度 第 21 回大阪市市民活動推進審議会

日 時：平成 26 年 2 月 24 日（月）

午前 10 時 00 分～午後 0 時 00 分

場 所：大阪市役所 屋上階 P 1 会議室

開会 10 時 00 分

○市民活動担当課長代理　それでは定刻になりましたので、「大阪市市民活動推進審議会」を開催させていただきます。

本日は、委員改選後 1 回目の会合でございますので、後ほど会長をお決めいただくまでの間、進行役を務めさせていただきます、事務局の市民活動担当課長代理の谷でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、委員就任に際しましても、ご快諾をいただきました。あらためて御礼申し上げます。

まず、開会に先立ちまして、当委員会 12 名中、10 名の委員にご出席賜っておりますので、本会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、はじめに、ご出席いただいております委員の方々を、事務局より、ご紹介させていただきます。

資料 1 にご用意しておりますが、お名前の 50 音順にご紹介させていただきます。

大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 准教授の石川委員でございます。

○石川委員　よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理　桃山学院大学 社会学部 教授の石田委員でございます。

○石田委員　よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 大阪ガス株式会社 近畿圏部社会貢献推進室 室長の江本委員でございます。

○江本委員 江本です。よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 大阪市地域女性団体協議会 書記の古賀委員でございます。

○古賀委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 日本労働組合 総連合会 大阪府連合会 副事務局長の田中宏和委員でございます。

○田中委員 田中です。よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 特定非営利活動法人ハートフレンド 代表理事の徳谷委員でございます。

○徳谷委員 おはようございます。徳谷です。よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 同志社大学 大学院 総合政策科学研究科 教授の新川委員でございます。

○新川委員 新川です。よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事の早瀬委員でございます。

○早瀬委員 早瀬です。よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 弁護士の室谷委員、ちょっと今、離席をされております。すぐにお戻りになると思われま。

特定非営利活動法人大阪NPOセンター 理事 兼 事務局長の山田委員でございます。

○山田委員 よろしくお願いたします。

○市民活動担当課長代理 つづきまして、本日、所要によりご欠席と承っておりますのが、公募委員の田中冬一郎委員、同じく公募委員の三原重央委員でござ

います。

それでは、続きまして行政側の出席者を紹介させていただきます。

市民活動担当課長の篠原でございます。

○市民活動担当課長 篠原です。よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 地域活動課担当係長の岩永でございます。

○地域活動課担当係長 岩永でございます。よろしくお願いいたします。

○市民活動担当課長代理 なお、市民局長の村上、ならびに、市民活動区政支援担当部長の安田につきましては、緊急な公務により、欠席となっております。よろしくお願いいたします。

ここで、開会にあたりまして、市民活動担当課長の篠原よりご挨拶申し上げます。

○市民活動担当課長 市民活動担当課長の篠原でございます。本来ですと、局長の村上からご挨拶申し上げるところでございますけれども、急用が入ってしましまして、本日欠席させていただきます。代わりまして、私のほうから本審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、大阪市政の各般にわたりまして、平素よりご協力、ご理解を賜りまして誠にありがとうございます。また、本会の審議会の委員の就任にご快諾いただきまして、お忙しい中と思いますが、またいろいろとご協力を賜ると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大阪市では、平成24年8月に市政運営の方針といたしまして、市政改革プランを策定・公表いたしておりまして、これに基づいて現在も施策を進めておるところでございます。このプランの中では、「ニア・イズ・ベター」といいます、補完性・近接性の原理を徹底していくということが基本原則となっております。区長が施策・事業を決定し、住民に身近なところでの地域社会づくりを支えていく

といった区政運営を行うとともに、これまでの多様な協働の取組を継承・発展させることを掲げているところでございます。そして、地域社会の将来像といたしましては、豊かなコミュニティの造成や、多様な協働の必要性・重要性、こういったものを示して参りまして、また、コミュニティ・ビジネスでありますとかソーシャル・ビジネス、こういったものの導入を促進いたしまして、地域資源を循環させていくことで、活力ある地域社会を目指していくことをうたっておるところでございます。

このプランに掲げております活力ある地域社会づくりを進めていくためには、これまで以上に、市民活動団体への支援あるいは市民活動団体との協働の取組を進めていくことが必要であると考えているところでございまして、前任期の審議会におかれましては、市民活動推進に係る新たな方策についてのご審議をいただきまして、後ほどご説明をさせていただきます中間報告を受けて参ったところでございます。

今期の審議会におきましては、この中間報告を踏まえましてご議論を進めていただきまして、今後の市民活動推進の方針となりますご提言を頂戴していくということをお願いしたいと存じておるところでございます。

本日お集まりの委員の皆様におかれましては、大阪の市民活動を支援し、また、実践してこられた、非常に見識の深い方々だと認識しておるところでございます。これまでご活躍されてこられた実績や専門的な知識、またその豊富な経験をこの審議会での議論に生かしていただきまして、市民活動の発展、大阪市の目指しております活力ある地域社会を実現するための貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶はこれで終わります。

○市民活動担当課長代理　それでは、審議を進めて参ります。

まず最初に、本審議会の会長の選任をお願いして参りたいと存じます。会長の選任につきましては、【資料2】にあります「大阪市市民活動推進審議会規則」

の第2条第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選によることとなっております。ご推挙いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

特にご意見がないようであれば、事務局より腹案がございますが、ご提案させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、NPO政策など幅広い公共政策に精通されており、地方自治や市民活動にも造詣が深く、また、前任期の審議会においても会長として会を運営いただきました新川委員に会長をお願いすることをご提案いたします。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、新川委員、どうぞよろしく願いいたします。では、新川会長には会長席へお移りいただきたいと思います。

それでは新川会長から一言ご挨拶を頂戴いたしまして、その後に議事をすすめていただきたく存じます。よろしく願いいたします。

○新川会長 あらためまして、ただいま会長にご選任をいただきました新川でございます。以降、しばらくの間、前に座らせていただきます。よろしく願いいたします。

前期から引き続いてということでございます。市民活動の楽市楽座、大阪で大きく花開いてきたところでございますけれども、このところまた、いろいろと、新しい様相が加わってきているということがあります。また、これまでの活動そのものも、ある意味では世代交代、あるいは次のステップに向けて大きく変わっていかないといけない、そんな時期に来ているのかなと思っております。

そうした観点から、皆様方には、これからの大阪の市民活動、更に大きな発展に向けてどういう方向性をもって考えていったらいいのか、おそらくもっともっと地域性であるとか、あるいはコミュニティ的なものの要素とのかかわり、あるいはビジネスの要素とのかかわり、更にいえば、市、行政のあり方そのものが変わろうとする中で、いってみれば役場、役所、区役所とのかかわり方、このあたりも含めて検討していた

だかなければならない点、多々出てこようかと思えますけれども、一つ、よろしくご議論の程お願い申し上げたいと思っております。

皆様方と一緒にいい議論ができればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。まずはご挨拶とさせていただきます。

それでは、進行は会長が務めるということになってございますので、私のほうで以下進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初にやらないといけないのは、会長代理を指名するということになってございます。これは、私、会長の仕事ということになってございますけれども、会長代理につきましては前期に引き続きまして、また、お忙しい方で恐縮ですが、早瀬委員にお願いをしたいと思っておりますが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

(拍手)

早瀬委員、よろしくお願ひいたします。ということで、会長代理は早瀬さんをお願いをするということで進めさせていただければと思っております。

それでは、早速議事を進めさせていただきます。審議事項の2番目、「これまでの取組について」ということで、まずは事務局のほうからご説明をいただき、ご意見を賜って参りたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○市民活動担当課長　それではお手元の資料に基づいて、ご説明申し上げます。2枚目めくっていただき、A4横長の「資料3」、「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー(概要版)」でございますけれども、これに基づいて、まず市政改革プランの概要をご説明申し上げます。

1ページ目の上の四角の部分が「基本的な考え方」となっておりまして、この中の真ん中の四角、「2 市政改革の基本原則」とございます。この(1)でございますけれども、先ほども申し上げました「ニア・イズ・ベター」の補完性・近接性の原理、これを徹底していくということになっておりまして、点の一つ目でございますけれども、「なにわルネッサンス」この継承・発展、それから多様な協働による活力ある社

会づくり。そして点の二つ目、区長が施策・事業を決定する「住民に身近なところで地域社会づくりを支える区政運営」と、これが基本的な考え方となっております。

次は、真ん中の矢印の下のところの長細い四角囲みで、タイトルが「将来像・めざす姿と改革を進めるにあたっての3つの柱立て」でございます。これは、一つ四角の左側をご覧ください。「1 地域社会の将来像」とございます。以下に将来像がありまして、まず（1）が「豊かなコミュニティ」でございます。幅広い住民参加と「自らの地域のことは自らの地域が決める」という豊かなコミュニティでございます。（2）が「多様な協働（マルチパートナーシップ）による活力ある地域社会」でございます。地域団体、市民、NPO、企業などの多様な活動主体と行政とを含めた多様な協働による拡大する「公共」を担う地域社会といったものでございます。（3）は、「市民による自律的な地域運営」ということで、校区等地域を単位とした地域運営でございます。（4）といたしまして、「地域資源の循環による活力ある地域社会」ということで、コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの導入促進等を通じた地域社会の活性化と、担い手の最適化による効果的・効率的な公共サービスが提供される地域社会といったものが将来像でありまして、これが下の矢印で一つの大きな柱の「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」ということにつながるわけでございます。

裏のページを見ていただきますと、左に一つ目の柱、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」というのがございまして、矢印の下、これは具体的な戦略・取組といったものでございますけれども、矢印の下の左側の四角でございますけれども、（1）から順番に「豊かなコミュニティづくり」、（2）として「地域活動の活性化」、（3）として「多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進」、（4）に「市民による自律的な地域運営の実現」、（5）といたしまして「地域資源が循環する仕組みづくり」、（6）としまして「中間支援組織の活用」といったような具体的な戦略・取組等が市政改革プランの中で決められてるという仕組みになっております。市政改

革プランの概要については以上でございます。

次に、次のページの縦長の A4 の資料で、右肩に「資料 4」とございます。タイトルは「大阪市市民活動推進に係る新たな提言中間報告」でございます。前任期の審議会でご議論いただきましてまとめていただきました中間報告が、この内容になっております。資料の一番後ろに冊子でつけてございますけれども、「市民活動楽市楽座をめざして」の提言、この提言が平成 17 年度に、一番最初に示していただきました提言でございます。また、資料の 4 に戻っていただきまして、この提言から約 8 年を経過しているところでございます。その間、市民活動や大阪市をめぐる状況が変化してきておりますことから、前提言等の基本的な考え方、これを踏襲しつつ新たな状況を踏まえて改定を行うということで、前審議会ではこの中間報告に取り組んでいただいております。

取組内容といたしましては、審議会を 4 回、ワーキング部会を 6 回、ワーキング部会作業部会を 2 回、積極的に開催していただきまして、この中間報告は平成 25 年の 10 月に中間報告としてのとりまとめをしていただいたところでございます。

それでは、続きまして中間報告概要についてご説明申し上げます。まず 1 ページ目の一番上のところに、「はじめに」とございます。ここにだいたいの方向性が書いてございまして、上の段落では今言った楽市楽座から 8 年たって新たな状況を踏まえた改定ということでございます。2 段落目の中では、大阪市は今新しい大都市制度の実現に向かって取組を進めておるということで各区の特性に応じた市民活動関連施策を行う際にも活用できるものということで、大きな公共を担う活力ある社会の実現、こういったものに向けて協働して取組を進めていくことをめざすということでございます。

次に、第 1 以降の大まかな構成でございますけれども、まず「第 1 策定にあたって」の 1、「大阪市を取り巻く状況の変化」でございます。「少子・高齢化の進行」また「地域コミュニティの機能低下、『公共』分野の拡大」、「公益活動主体の多様

化と地域団体の課題」といった大阪市を取り巻く状況がいろいろ変化しておるところでございます。また、その課題に取り組む市民活動の新たな動きも起こっているところでございます。このように、大阪市を取り巻く困難な状況に対して傍観するのではなくて、さまざまな市民活動団体等が「公共活動のもう一つの担い手」として、積極的に参画・協働して、これからのまちづくりの原動力になることが、ますます重要となってきております。市民が多様な市民活動に参加し、ともに支えていく地域社会を構築することが期待されているということが、今の状況でございます。

次の「2 市制改革プランの考え方」でございますけれども、この項目につきましては、先ほど概要をご説明いたしました「市政改革プラン」の中、概要をまとめたものでございます。(1)については、「豊かなコミュニティづくり」、(2)については「地域活動の活性化」、(3)につきましては「多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進」、次のページをご覧くださいになっていただきまして、(4)として「市民による自律的な地域運営の実現」、(5)として「地域資源が循環する仕組みづくり」、(6)として「中間支援組織の活用」でございます。ここに書いております「中間支援組織」は、いわゆるまちづくりセンターのことではありませんで、一般的な中間支援組織ということを使っているところでございます。

次に、3番目といたしましては、「新たな地域組織としての地域活動協議会と行政の連携」という項目でございます。

次に大きい項目の「第2 基本的な考え方」でございます。これは、先ほど申し上げました楽市楽座の提言から始まりまして、今まで当審議会で行くつかの提言、答申をいただいておりますが、現在も考え方としては同じでございますので、そういったものをまとめたものという基本的な考え方でございます。

まず1の「市民活動についての原則的理念」といたしましては、(1)は「市民活動とは」ということでございます。17年度の提言における「市民活動」の定義というのを書いておりまして、市民とは大阪市の住民だけでなく、通勤・通学者、大阪市内

で市民活動にかかわる他自治体住民も含むという広い捉え方をさせていただいているところがございます。次に3ページでございますけれども、(2)の「協働とは」ということで「協働」の概念でございます。22年度の答申の概念でございますけれども、「協働」とは、「経験や立場、情報源の異なる者が、共通の目標に向けて各々の能力や労力、資源などを出し合い、対等な立場で協力して取り組むこと」と示していただいているところがございます。次に、(3)は「協働の意義」ということでございます。(4)につきましては、「各主体における協働の意義」ということでございます。(5)につきましては、「協働推進にあたっての原則」ということでございまして、これは同じく平成22年度の答申におきまして、協働推進にあたっての原則を6つ示していただいているところであります。その6つについて、以下①から⑥まで示していただいているところがございます。次に下の(6)の「協働事業の具体的な進め方」でございます。これは平成23年度の答申におきまして、Plan、Do、Check、Actというプロセスを追って進めていくということを示していただいているところがございます。

次に、4ページをめくっていただきまして、「2 これからの市民活動の推進と協働のあり方」というところがございます。これ以降の部分が、今後審議会で中心にご意見を頂戴したいと思っている内容でございます。

まず(1)としまして「これからの市民活動の推進と協働」ということでございます。市民活動の今日的な必要性の再確認と、大阪市をめぐる状況の変化による将来的な地域的課題を整理した上での「改革プラン」に基づく大阪にふさわしい新しい自治の仕組みづくりを踏まえた上で、今後の地域での市民活動と協働の基本的なあり方について検討をしたいということでございます。以下、検討課題といたしまして①、②を挙げていただいているところがございます。

次に「(2) 区内での市民活動の推進と協働のあり方」でございます。これは、コミュニティを基盤に全地域住民の参加を基本に展開される地縁型の活動が中心となる、

区内での市民活動と協働のあり方についての検討という観点からでございます。検討課題については、①から⑤を挙げていただいているところでございます。

対しまして（３）でございますけれども、今度は「区域を超えた市民活動の推進と協働のあり方」と挙げていただいているところでございます。特定の社会的課題解決のために地域を超えて有志が募って展開されるテーマ型の活動が力を発揮する、そういった区域を超えた市民活動と協働のあり方についての検討ということでございます。検討課題としては、①から③を挙げていただいているところでございます。

次に５ページの上の３行目「（４）市民活動の推進と協働の活性化」でございます。区域での市民活動の推進と協働、区域を超えた市民活動の推進と協働は、どちらにも長所があり、いずれも必要な活動であるように、市民活動は更に多様化しておるところで、必要とされる場も多岐にわたっていると考えられるところでございますけれども、様々な市民活動と協働について、各々の主体を活かす観点から、その役割や市民活動全体における位置づけについて考察いただき、市民活動推進施策全般を検討いただくということでございまして、検討課題については①の内容でございます。

次は大きい項目「第３ 具体的な方策」でございます。現在、大阪市の市政につきましては区が中心に、施策を行っているところでございまして、その区の特性を活かして区ならではの方針を決めていくということでございますので、今後各区独自の運営方針を決めていただく中で参考になる内容を、この具体的方策でご意見を頂戴したいと思っております。まず１としては、「区における施策のポイント」でございまして、区の地域課題を把握した上で、区の特性を活かしました市民活動推進施策を実施していくにあたってのポイント、これを市民活動の実例を挙げるなどして検討いただくということでございます。

次に、２番目といたしましては、「市民活動の支援と協働の推進に向けた施策」でございます。全市レベル及び区・地域レベルにおける市民活動の支援と協働の推進に向けた施策について整理いただき、その際、さまざまな中間支援組織の役割について

でも検討いただくというところでございます。

以下の部分のまず（１）でございますけれども、「環境の整備」という観点からでございます。基金とか、補助・助成、委託ですとか、税、施設、そういったものの「運営基盤づくり」、もしくは研修、「場づくり」という取組についてご検討いただくという内容でございます。検討課題は①でございます。

次に（２）の「市民活動の啓発と参加の機会開発」でございます。市民活動の啓発、希望者に向けた情報発信、市民活動につながる学習機会の提供、市民活動に関する理解を深める、担い手の育成といったことを目的とした市民活動の啓発についての検討をいただく内容でございます。また、IT技術を利用した情報発信の方法、参加しやすいプログラム開発等についてもご検討いただくことになっております。

次の６ページをご覧いただきたいと思います。一番上のところが「（３）市民活動の支援」でございます。市民活動団体が、活動を進めるための知識、ノウハウを学べる場、機会を持てる仕組みづくりと、相談窓口の設置と、さまざまなスキルアップの機会の提供についての検討ということでございます。また、市民活動団体の公益事業をPR、市民活動応援方法についても検討いただくということでございます。

次に「（４）連携の促進」でございます。市民活動団体間及びその他の教育機関・企業等、公益的な活動を行うさまざまな主体の立ち位置を検討いたしまして、十分にその強みを活かして社会に貢献できるような効果的な連携に向けた仕組みづくりの検討ということでございます。加えて、市民活動を促進するネットワークづくりについても検討いただくということでございます。

最後（５）でございますけれども、「協働の推進」といたしまして、社会の課題、地域の課題に対する解決策を市民活動団体等と検討する取組、また、協働する相手を公募・選考する事業など、市民活動団体等と行政との、また、市民活動団体間での協働事業を生み出す仕組みについてもご検討いただくということでございます。検討課題については、①から③ということでございます。「新たな提言 中間報告」につい

ては以上でございます。

続きまして、次のページの右肩に「資料5」とあり、タイトルが「大阪市市民活動推進に係る新たな提言 中間報告への意見」でございます。これは昨年平成25年10月に審議会から中間報告をいただいた内容を、当時の区長会議に報告したところ、24区のうち住之江区と東成区の2区から意見が出たところでございます。まず住之江区からは、点の一つ目といたしまして、審議会における検討の際には準行政的機能を持つ地域活動協議会に対して行政がどのように連携し、また支援していくのか議論を深め、明確に提言を行っていただきたい。2点目としましては、また、中間支援組織の果たすべき役割を明確にし、提言を行っていただきたい。3点目としましては、地域活動協議会の公平性、透明性を図っていくためには、ホームページ等の作成が効果的だと考えられるが、このようなIT関連講座等に必要性並びに行政としての支援策について検討を行っていただきたい。4点目としましては協働の推進にあたっては方向性を示すだけでなく、特に行政のかかわりにあたっては具体的取組を示していただきたいという4点のご意見をいただいているところでございます。

次に、東成区でございますけれども、東成区はこの中間報告の細かい点についてのご意見をいただいているところでございまして、まず1点目としましては第2の2の「これからの市民活動の推進と協働のあり方」というところで、有志型・テーマ型市民活動はNPOやミッション市民活動団体、地縁（ちえん）型・エリア型市民活動としては町会や地域社会福祉協議会ということであれば、従来は地縁型市民活動との協働が主流であったので、逆の感覚でないかというご意見が一つでございます。次に、（2）の③でございますけれども、「地域の円卓会議的な展開を示唆する」という部分に対して、地域活動協議会自体を円卓会議と位置づけるのか、地域活動協議会が円卓会議的なRT、ラウンドテーブルでございますけれども、ラウンドテーブルなどを促進していくことなのか、わかりにくい。二つ目としましては第3の2、（1）の「環境整備」のところでございますけれども、税の優遇や公共施設の提供など「市民活動

を推進しやすくする運営基盤づくり」といいながら、ひたすら「コンプライアンスと公平性」を絶対視するあまり、「市民活動から運営基盤を剥奪している現状」があると。市民協働推進と「公平性」においては限界があって、一種相容れないこともある。一方、職員も「コンプライアンスと公平性」など本市のルールは守りつつも、市民活動をする方々の活動を阻害しないよう支援する心構えが必要であるという大きく言うと二つ、小さく言うと三つのご意見を東成区からいただいているところでございます。

住之江区の1点目と2点目のご意見につきましては、地域活動協議会に関することは、今、市政改革案に基づいて各区にて取り組んでいる内容でございまして、審議会の審議事項としましては、市民活動全般についてご検討いただいているということになるのかと考えているところではございますけれども、一応、24区中2区から以上のような意見をいただいているところでございますので、審議会としてのご意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○新川会長　　どうもありがとうございました。ただいまご説明いただきましたように、また当審議会の委員に着任をさせていただく時に既にご理解いただいているかと思いますが、この審議会、今期の大きなミッションは平成27年のはじめくらいまでにこの市民活動の推進の新しい指針をこの審議会なりにご意見をとりまとめて提案をさせていただく、そういうところがございます。今、ご説明いただきましたように、市としても市政改革プランをベースに大阪の新しい市民社会の姿をめざして、いろんな活動をしてこられて、また、これまでの楽市楽座の考え方で進めてこられたこともベースにしながら、次の新たな市民活動推進方針を考えていきたいということで、今、検討を進めているところです。既にご報告がありましたように、前の期の審議会では私、会長をさせていただいてございましたけれども、その時に、委員の皆様方に大変ご苦勞をかけて中間報告まではたどり着いた、その中身は今ご紹介をいただいたとおりでございます。実はその時にも会長代理として、そしてそれからこの中間報告のとりま

とめ役としてワーキング部会の、全部で6回ぐらいやったんですかね。大変ご苦勞いただいて、本当に委員の方々の活発なご意見をまとめていただきました。その中心人物が今回の会長代理でもいらっしゃいますので、少し今のお話、特に中間報告をめぐりまして重要な論点等、もう一度早瀬会長代理から少しお話をいただいて議論を進めていきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。お願いします。

○早瀬会長代理　前期の審議会の、特にこの中間報告の策定に関しての経緯を少しご紹介したいと思いますが、なんせ今ご説明を聞かれてご理解いただいているかと思えますけれども、今回の提言というのは、新しく市政の改革が進んでいる、その中でも特にこの中間報告の2ページ、言葉として出してあるとおり、地域活動協議会という組織がかなり短期間で形成されていた。ただその具体的な地域活動協議会の姿に関しては、いろんな展開があって、そこも踏まえながら、地域活動協議会のそのもののあり方はまた別に市政改革室のほうでやっていただくことになるんだろうと思えますけれども、地域活動協議会という存在ができていく中で市民活動をどのように推進していくのだということについての議論をしておりました。ただ、その地域活動協議会自身が組織としては形成されたけれども、具体的な活動については形成過程というところがあったものですから、これ見てみないとわかりません。要は中間報告は検討課題をリストアップしてるだけなんです。中身についてはほとんど触れていない。実は、部会の中ではずいぶん議論したんですけども、まだそこまで書き込めることはないのでは、難しいのではないかということで、課題のリストアップにとどまっている部分があります。今回の資料5のほうで、例えば住之江区からはより具体的な提案をしてほしいということで、確かにこのようなご意見が出るのは当然だろうと思えます。今の市政の枠組み自体に不確定要素が大きいので、そこをどこまで書き込むか、すごく難しいところなんですけれども、とはいえ従来ほかの自治体なんかのこういうタイプのものでも、やっぱり「この指とまれ」型の団体との連携に関しては、よく書き込まれていたんですが、そのテーマ型の団体とこのエリアを中心とする団体がうまく連

携するような事例をたくさん集めていく中で、一つの事例としてこんなことができるんじゃないかなということが書き込めればいいんじゃないかなと思います。

ついでにいうと、資料5のことで、東成区からのご意見が、実はこれ結構重要だなと思いました。この東成区の最初のご意見ですね。有志型と地縁型というかたち、地縁型のほうがもともと協働の主流だったんじゃないかと。たしかにこれ、特に区のレベルではまったくそのとおりだと思います。日本は、協働、協働ということを平成11年ぐらいから横浜市が言い出して、そこから全国に広がりましてけれども、実際には前から協働をやっていたわけで、その点で言うと、その感覚はそうだろうと。でも一方で、わざわざ協力して働くという、「力」が4つも入ってる、やや重たい言葉ですけども、この「協働」という言葉を使い出した時は、テーマ型の団体との連携ということがかなり重視されたようなこともあったので、こういう言い方したらいいかわかりませんが、市民局の仕事の中でいうとやっぱりテーマ型の団体との連携が効果があったと。そのへんで感覚の違いがあったんでしょうが、いずれにしても両方との関係がうまくいくというようなことを見据えてないといけないんじゃないかなということがありますが。

それからもう一つ、「円卓会議的な展開を示唆する」という表現の部分が誤解を生んだなあと思ったんですけど、ここで言っている「円卓会議」というのは、最近、社会的責任に関する円卓会議が、国レベルでつくられてるんですね。麻生内閣の時にみんなで作ったんですけど、麻生さんも、経団連の会長も、連合の会長も、いろんな主要ないわゆるステークホルダー、利害関係者が集まって、事務局も行政が事務局をするのではなくて、みんなで事務局を協働してつくってという、そういう非常にフラットなかたちのことです。これはCSRヨーロッパを真似したんですけども、ヨーロッパにあるCSRのルールをつくる仕組みがあって、それを日本にも導入しようということで作った。これをマルチステークホルダー・プロセスというふうに向こうの語で言っていましたんですけど、日本版に直す時に「円卓会議」という言葉を使ったので、

そのような意味で、要はいろいろな主体が集まって地域の問題をみんなで一緒に考える、そういう場をつくらなあかんという時に「円卓会議」という言葉を使ったので、それをここに、あまり説明ないままにやっていると、なんのことだろうという話になったんだろうなと思ってますので、このあたりもまた詰めないといけないかなと思っております。

最後の部分はなかなか厳しい問題定義で、確かにいろいろ言われますけど、市民活動というのは根本的には個々の市民活動は公平に、自分のマイテーマを自由にできるわけであって、その話が息を詰まらせるようなかたちになったらあかんのやろうということを書いてあるこの問題提起はとっても大切で、まさに私たちがこの後中間報告から最終報告にしていく時に、なんかまとめたことによってみんなが息詰まるようなことのなんのようにしていかなあかんなということを思いました。

○新川会長　　ありがとうございました。それではこれからこの新しい市民活動の推進方針というのを考えていくわけですが、これまでの中間報告やあるいは市の市政改革の方向、また前期にかかわっていただいた委員の方々もいらっしゃいますので、これからの審議に向けて、どうぞご自由にご質問やご意見やら、いただければと思います。新任の委員の方々、まだよくわからんなというところは、ぜひ、引き続いての委員に、又は事務局に聞いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。どうぞご自由にご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

こういう時は、前の期から続いているワーキングにいた部会の委員の方からしゃべってもらおうかと一応思っていたのですが、よろしければお願いをしたいと思います。

山田委員から、まずお願いします。

○山田委員　　東成区の有志型・テーマ型市民活動、地縁型・エリア型市民活動、についての逆だとなご意見は、もともと楽市楽座の提言を受けて作成していますので誤

解があったと思われます。その時は区レベルにおいてもどちらかというところ有志型・テーマ型の市民活動をどう促進していくかが議論されました。しかし、大阪では地縁型の市民活動も活発に行われているので、一緒に協働してやっていきたいと思いますという提言でした。今回の中間報告もまずはテーマ型と言ってきたところがあったかと思いません。その上で、地域活動協議会というタイムリーなテーマが入りましたので議論を行い、中間報告にも提言しています。あらためて今回見ていると、ちょっと寄り過ぎたかなという、逆に反省もあります。地域活動協議会は地域で活躍していただかなくてはならないのですが、全体の議論として、ここに力を入れすぎたとも考えます。大阪市全体として具体的なものをどう入れていくかが、これからの提言の中身になってくるのではないかと思いました。

○新川会長      ありがとうございました。では、室谷委員、よろしくお願いします。

○室谷委員      私もワーキング部会でさせていただいたこと、あらためて見て、検討課題がたくさんあるなというのが、本当に。もう始まったら1年以内に方針をまとめないといけない中で、あとその大きな枠組みがどうなっていくかというのがなかなか見えてこない中でどこまで検討ができるかというのはあるんですけども、実際に行われている取組で参考になるようなものだとか、あとはどういう状況になっても市民活動自体として変わらないことというのがあると思うんで、積極的に市民が参加できる状況をつくりあげる。主体は市民であるけれども、それを応援するというのが市の立場だとは思って、そういう視点からなるべく具体的な提言ができればと思っています。

○新川会長      ありがとうございます。

○石田委員      ちょっといいですか。

○新川会長      はい、どうぞ。石田委員、よろしくお願いします。

○石田委員      最近の大阪市のいまいちわからないのは区と局の関係の中で、局を中心にものを考えない、区が局より上の立場で動いていますよね。その中で、審議会とし

では、ずっと昔、局が中心であった時の流れでやって、ここで大阪市全体の方向性を決めて各区に伝えていくというのが、市の方向性と逆行するのではないかとかですね。あるいは、私たちのこの提言の対象が、市民局に向けてなのか、各区に向けてなのかとか、その辺、ちょっと明確にさせていただいたほうが話がわかりやすいなと思います。

○市民活動担当課長　　今、石田委員がお聞きになった話なんですけど、今の組織的には市長の下に 24 区の区長がおりまして、区の特성에応じた区政をやっていくと。で、その区政をやっていただいて、各局がそれをサポートしていくという位置づけになっております。この間、ほかの局なんかでも、全市政の指針が出たりしておるんですけども、昔ですと、石田委員がおっしゃったように、局でこういう審議会からいただいた答申を指針にしまして、これは全市政での方針ということで、いわゆるトップダウンみたいなかたちでこうするんだとなっておったんですけども、ちょっとこの間、方向が変わっておりまして、上からトップダウンというかたちになりませんので、今後新たな提言をまとめていただく中で、また構成の中では出てくるかと思うんですけども、一つはたぶん大阪市においてやはり、特に 24 区でやってもらわなあかんというふうなものも、当然提言内容に含まれるかと思っております。ただ、24 区で独自性を出すためにいろいろ各区での方針を立てていただくための具体的なヒントと申しますか、そういったものをアラカルト的に出していただくと。で、その中で各区とすると、できたその提言を見て、自分とこの区の特性において、どういうふうにその方針を組んでいけるかというものに役に立つ。だから、完全に全部トップダウンはちょっと今違うかとは思いますが、やはり一番大事なところは示しつつ、各区でいろいろなアイデアとして使ってもらえるような、そういったものになってくるのではないかと考えておるところでございます。

○石田委員　　現実的に各区は、市から言われた方向になびいていくみたいな感じで、先にこっちから出してしまったら区の独自性もないし、区自体にこういうことを考え

る力そのものが十分育ってないですね。

○市民活動担当課長　　今、24区での運営方針を立てていただいているんですけども、各区に応じた運営方針になっておりますので、当然似通ったところもありますけども、やっぱり地域色は出ておりますので、当然市民活動についても今後各区に応じたかたちで考えていただくという、区による違いは出てくると思っております。

○石田委員　　当然、強制力は何にもないけれども、とりあえず市としては、こんな方向で皆さんのご参加をしてくださいという方向を出すという、そういう感じでいいんですかね。

○市民局長　　ちょっと遅れて参りましたが、市民局長の村上でございます。そういう市の組織としての区の位置づけが変わっておるんですけども、あくまでこの審議会というのは、区長とか局長ではなくて市長の諮問機関という位置づけでございまして、24区の区長それぞれ個別性を発揮しなさいといいますが、市長の部下であることには変わらないわけですし、大阪市というもの、今、現に存在しておるわけですから、やはり市としての基本的な考え方をとりまとめて、その考え方の下に、区の地域実情に合わせてそれをどう実現していくかというのをプロセスというふうに我々考えておるわけです。確かに石田委員おっしゃったように、区のほうでそういう施策形成能力、まだ十分に組織としても育ってるわけでもございませんので、我々それを支援する、ある意味、こういう言い方すると区長から怒られるかもわかりませんが、プレーン的な機能として、局は区を支援するということで、やはり区がそれぞれの地域実情に応じたかたちで施策を推進するとしても、やっぱり一般原則的な理念の下に今、大阪市というのが現存しているわけですから、施策を推進する上で、その基本的なものはやはり示してほしいというのが区長からのニーズとしてもあるわけです。ただ、先ほど区長の意見も出ておりましたけども、区の状況をいったんフィードバックして、区長会議等で区長の意見も聞きながら、最終的にこの提言を受けまして、市としての施策を落とし込む時には、局と区長会議との協働作業としてそれぞれの地域実

情に応じたかたちでこの理念をどう実現していくのかというのを構築していく。今までですと、「それ、局でやります」「これにしたがってこれやってくださいね」ということだったんですけども、今後それに協働作業が入ってくるというプロセスを一段はさむことになります。市長の諮問機関として、大阪市としてまず基本的にどのように推進していくのか。そこのところは、やはりしっかり押さえた上で、各区で取り組んでもらいたいという市長の指示の下に、各区長さんが実現する。現時点ではそういうプロセスになると考えております。

○石川委員 アイデアはいろいろ出るんですけども、審議会で議論されたことは、どこまで実現されるかというのがちょっといまだに私よくわかっていないんですが、ただ、前回の審議会の時点で、やはり区レベルの存在感が非常に大きくなってきて中で、例えばこういった審議会等も、区レベルでの市民活動を検討するような場も、もう必要になってくる、二段構えが必要なんじゃないかというアイデアは既に前回の時点で出ていて、これがたとえ実現されるとしても、今回きりじゃなくてその次、まさにこの指針の中でそういう区レベルのものも必要なんじゃないかみたいな。例えばですけども、そういった項目が入って、それが取り入れられるのならば次の2年後にそういった方向もあるのではないかなという議論がされました。

という、ちょっと補足と、それとあと、もう一つ、この中間報告をワーキングに入らせていただいた立場で、あらためてこの区の意見を見て、「うん」と私も思っていたんですが、あらためまして今の話とも関連するんですけども、逆の感覚ではないかというところで、確かに先ほど早瀬委員もおっしゃられたように、確かにそう思われるだろうなと思います。また、ちょうど昨日、西成の釜ヶ崎における生活困窮者の関係のシンポジウムに参加していたんですけども、一種あのエリアですと課題が大きいがゆえに、非常に力がある地域にもかかわらず、今回の生活困窮者支援のシステムの中で、やはり枠組み的には住民組織がベースになったような議論になってて、私たちの位置はどこなんだと。でも、実際に事業選択される時には、公募型でするといわゆる人材

派遣会社なんかには負けてしまったりする。要は、一般のビジネスに勝つところまではいけてない。一定の実績、能力はあるけどやはり、サイズの的には小さすぎて、そういった勝負になった時には勝てないし、でも従来から一定積み上げてきたものが吸い上げられないというような現状。でもこれは釜ヶ崎というか、西成だけではなく、大阪市全域の課題なんですよ。ですので、一定、この数年間法律ができて、また、前回の指針ができていて、大阪市内で活動が広がってきたんだけど、それでもまだまだ広がりが弱かったり、ビジネスであったり、実際ほんとに重篤な課題に取り組んでいくところまでは、なかなかまだ力がつけられていないと。でも、一応、方向性としてはそれをつけてほしいというスタンスではあるので、そういった点をあらためて考えていかないといけないですよ。そこの不十分な部分をあらためてしっかりと見ていく。でも、その不十分な現象というのは実は区レベルでいろいろ起こっているはずですよ。特に去年、おとし、山田さんがおっしゃったように、非常に中途半端な規模の事業が出た時に、市民団体だったり、住民団体がどう反応して、どうできていけるのかというようなところ、きっちりと検証していく。それをできるだけうまい具合に行政と市民団体が協働できるようにブラッシュアップしていくようなところを考えていくことが、非常に実のある議論に結びついていくのかな。でも、そのレベルの情報というのは区レベルにあるので、それをどういうふうにこの審議会で、市全体のほうで吸い上げていくのかというのが、あらためて今回の課題かと感じております。

○新川会長     ありがとうございました。

○山田委員     ちょっとよろしいですか。

○新川会長     はい、どうぞ、山田委員。

○山田委員     石田委員の意見では、区でそういう仕組みをつくれるというところまで育ってないといったようなお話をされてたのですが、逆にそうであることによって、区にとって都合のよい市民活動というか、区にとって協働にするにあたって都合のよい市民活動の方向性になる可能性もあるというところをすごく危惧します。

○石田委員　　区っていうのは区民ではなしに区役所ですか。

○山田委員　　そうそう。そういうところ、ちょっと危惧してまして。先ほど区が方針を立てていくためにいろいろアラカルト的な定義を出して行って選んでもらうという、課長さんからもご意見あったのですが、市民活動とは等、そもそも論からお示していけないと大変なことになる可能性を持っているのではないかと危惧しています。我々が当たり前に今まで議論していたことが、実は区まで浸透していなくて、今回新たな提言をする場合は、逆にそこをもう一度提言のところに書き込んでいけないのではないかと思います。

○新川会長　　ありがとうございました。はい、どうぞ。徳谷委員、よろしくお願ひします。

○徳谷委員　　私がこの審議会ですべてまでお話しさせていただいたことは、包括的などいうか、方向性の話がほとんど力がなくてできてなくて、今回こうやってまたさせていただいて本当にいいのかなあと思いつつ、現状、自分がかかわったことしかこの場ではお話しできないんで、ちょっと今、区の話も出たのでこの1年を振り返って、この1年ほど私たち、私、区政会議にも参加させていただいているんですけども、区役所、区サイドが私たちの区民の意見をたくさん聞く場をつくってくれた1年はなかったぐらい、多かったですね。今までも、私もあつかましいほうなんで、10年前から、ハートフレンドできた時から区役所にはしょっちゅう何かにかっこつけては行って、顔見に来たとか言いながら何か言って帰ったりとかいっぱいしてきたんですが、この1年はほんとに区役所のほうから、私の意見とかうちの団体の意見ではなくて地域の方々の意見を、私たちがいろいろ活動の場で聞いている意見を伝えてもらいたいということで。私たちが周りの意見を伝えるのが私たちの責任なので、地域の人たちは今こんな、ママたちはこうやとか、おじいちゃんおばあちゃんはこんな話、子どもたちはこんなって現実を伝えることで、区政会議のほうでも部会でかなり熱心に何回もやりまして。今回、今ちょっと予算が止まってるようなところもあるんですが、

区のホームページにうちの区がこんなことしますよという新しい事業が、私たち区政会議からたくさん意見が出た中でかなり盛り込まれたんですね。びっくりしたんですよ。やっぱり、動いてるんだなあというのが非常にあって。地域福祉推進事業って、2分の1の補助金事業が今年始まったんですが、ちょっとうちの区は遅くて8月からやったんですけど、NPOが手を挙げていくのは普通なんかかもしれませんが、ある地域さんが連合地活でやと思うんですけど、地活でじゃなくその福祉推進事業に手挙げられて、どんな事業かという、黄色い旗を高齢者の方が表に毎日朝出すと。で、出ないということは何かそのお宅に異変があったんじゃないかというような事業で申請出されて、素晴らしいなと思ったんですけども、それ今取り組まれてる地域がありまして。で、その高齢者の方だけが出すと、悪い人がね、あそこ高齢者やってしまったらダメなので、ある程度の地域の人たちはみんな朝出すと。こないだ、その女性部長さんと会ったら、「徳谷さんいいでしょ、うちの地域。いいアイデアや」とえらい自慢はって、「素晴らしいですよ、部長」と言ったら、「そうやねん。今、こうやってんねん」と言うてね。今まではそんなことがあまり地域でなかった。これ、地域活動協議会の、苦しみの中で生まれた一つの良かったことかなと思ってます。

地域活動協議会なんですけども、大阪市内にいっぱいあって、もっとうまくやっておられるところはいっぱいあると思うんですけども、この1年を振り返ってよかったというのは、この間、うちの地域活動協議会の会長、連合会長なんですけども、一緒に年末から4回も会議したんですよ。必死で決算と予算に向けてなんですよ。その時、ぼつんと言うたのは、今までちょっと、もう嫌やなあ言うてた会長が、「面白いな」と、言うたんですね。私といっしょに、いろいろな買い物したりで、やっぱり4回も年末から会っていると。教頭先生も来て、生涯学習代表も来て、みんなが来て、ほんとに頭出して、今年の予算のもったいなかったところを反省して、来年度はスリムに要る事だけをして無駄は省こうと。で、新しい補助金、今まで対象出してない団体さんも入れてくれって言うてきはったところがあって、その方も入れて、事業を整理整頓

したんですね。来年は 75%でどうしても落ちていくし、落ちないでやろうと思ったらコミュニティビジネスって言って、自分たちで利益を生むような非営利の事業を新たにしないとなかなかもたないというのは、ようわかって、うちはどうしてもそれができてないので、申請額が落ちていくんですけども、よかったということはやっぱりこう、地域のいろんな団体、27 団体入ってる団体が顔会う機会が多くなったというのが一つよかったというのと、今まで、旗買ってもったいないとか、ポールももういらんのちゃうとか、清掃道具ばかり買ってもったいないとかいうような事業が、今まで知らないところで動いてたのが、みんなの中で 13 事業それぞれ予算書全員で見えて、全員でそれぞれの事業を検討するので、非常に、今までと違った風が吹いているなと思いました。

ただ、逆に、しんどいところは、自分たちがいつまで持ちこたえられるのかと。私も自分の団体の責任者なんですけども、自分の団体より今、一番心配しているのが地域活動協議会になってしまってね。寝ても覚めても決算が目につかんで、これいつまで私は持ちこたえられるのかというような、ここで頑張れるのかというところ。その中で東住吉区は9月から中間支援組織ができて、すごいありがたいです。もう、毎日電話して、毎日メールして、夜も飛んできてくれて。ああ、こんなに、もう「神様」って今呼んでるんですけど、やっていただけるなんてというのがあって、これがほんとに地域活動協議会がずっとこのまま来年も再来年も続いて、パーセンテージが変わるか、絶対いくんだというような、ほんとにそれがあった上で腰据えてやるんやったら、これやりたいと思うんだけど、なんか今ちょっと不安定な中で地域活動協議会が運営されてて、なんかそこが、どこまで自分の精力をつぎ込んで、みんなで前を向いてやっていけるのかなという不安が少しあるなという。

提言とかそういう難しい話じゃないんですが、振り返っての感想で申し訳ないんですが。

○新川会長　はい、ありがとうございます。逆に、地域活動協議会をどういうふ

うに支えていけばいいのか、あるいは市民活動がどんなふうにかかわっていけばいいのかというところも大きな課題かなと思いながら聞いていました。

どうぞ、ご自由にご意見をいただければと。

○田中委員　　ちょっと。

○新川会長　　はい、どうぞ。田中委員。

○田中委員　　これからのスケジュールの進め方にも関係すると思うんですが、ちょっとだけ意見を言わせておいていただきたいなと思うんですけど。

まず、今回中間報告をとりまとめていただいて、本当にこれをきっちりとした課題認識から、非常にきめ細かい分析をされて、今、区の状況がどうなるかわからない時点で、これ以上とりまとめられないなということで、非常に敬意を表したいと思えますし、お疲れさまでしたということなんですけども、一つはですね、これを、中間報告 資料4の中の4ページにも書いてますけども、検討課題の「これからの市民活動の推進と協働」というのがまさしくポイントになってきて、その一つ目に『区』重視の市政運営となる中で」と書いてあるんですけども、やはり確かに今後この区のかたちがどうなっていくかということによっては、この資料6に書いてる「ワーキング部会の進め方」というのがこのスケジュールどおりに進めるのがええのかということは、僕らがもっと認識すべきことがあるんかなと。だからここに書いてるパブリックコメントをやるとか、こういうことももう一回この審議会のかたちとして、この審議会の位置づけがどうなっているのか、何のための審議会なのかということ認識した中で、そのためには今後の進め方というのも、このスケジュールは示すということには当然重要なことなんですけども、これありきでものを進めていくということに関しては、非常に柔軟な対応も必要かなと思います。その中で、先ほど予算の話が出ましたけども、こういう活動をこれから進めていきたいという中で、ほんまにその予算がどういうかたちで示されてるかということ、僕はこの審議会でも示されるべきちゃうかなと。で、それに基づいて活動、運営、それができるんかどうかというのが、全て予算どお

りではないですけども、どういうことでこの地域活動に対して予算をつけられてるかということについては、当然僕らも知っておいて、そういう中でこういう活動ができる、でけへんということはやっぱり一つの検討材料にしていくべきかなと思いますので、これは一つ意見として言わせていただきたいと思います。

○新川会長　　ありがとうございました。スケジュールの議論というのは、この後またあらためてさせていただきますが、今のご意見、重要な論点ですので、それを受け止めさせていただきます、今後のスケジュールも考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。この審議会の役割というか、ミッションというか、そこにかかわってもいろいろご意見をいただいております。このあたり、逆の言い方すると、この審議会が私たちがどういう方向で議論をして、どういう答申を申し上げるかということ、私たちが決めればよだけのことで、あまり気にしないでいただきたいと個人的には思っておりますが、よろしくお願いします。

○江本委員　　質問よろしいでしょうか。

○新川会長　　はい。どうぞ。

○江本委員　　本日からお世話になります大阪ガスの江本でございます。このスケジュールを見ますと、去年の11月22日の区長会議でこの方策の中間報告を説明されて、資料5なんですけども、東成区、住吉区の2区からの意見なんですけど、2区が代表的なことこの資料に出ているのか、ほかの22区からは反応がなかったのか、その辺を教えてくださいよろしいでしょうか。

○市民活動担当課長　　11月22日に区長会議で説明させていただきましたところ、この場だけでなく正式に文書で照会してほしいということが区長から提示されまして、24区に文書照会したところでございます。

○江本委員　　ということは、ほかの22区は反応というか、質問とか意見はなかったということなんですか。

○市民活動担当課長　　正式な回答としては2区だけでございます。

○江本委員 はい。わかりました。

○新川会長 どう考えたらいいんでしょう。

○古賀委員 すみません。

○新川会長 どうぞ。

○古賀委員 すごいレベル低い話なんです、ほんとにこのまま地域活動協議会はずっとやっていけるかどうか、というのが一番不安に思ってることなんです。全体的なことがつかめないんで難しいことはよう言いませんが、どう皆さん、思っはるのかとか、役所的にどうなのかということだけ、しっかりしたことを聞かせていただきたいんですが。

○石川委員 同じことで、ちなみにこの地域活動協議会の事業のほうの委員をさせていただいてたんですが、今度の3月の会をもって終わりますので、そちらのほうに出ておりましたので個人的には情報も入っていたんですけども、またその後どうなるのか、私自身も実は存じ上げませんので、少し市のほうから、決まっていることだけでも、次の事業のスタートというか、募集されてるといのは噂にうかがってるんですが、公にできる部分だけでも少し、スケジュール的に、特にまちづくりセンターとね。

○古賀委員 書類でもこんなやり方、次のこういう書き方をしてくださいとか、すぐ変わるので難しく、ついていけない。

○徳谷委員 よろしいでしょうか。

○古賀委員 わかっている方からお願いします。

○徳谷委員 予算の提出は3月3日までで、うちの区は、私は明後日提出はするんです。予算は75%で。必死になって。で、絶対前へいくよって、これは絶対継続できるよという方向で、私たちは聞いているんですけど。

○新川会長 事務局でおわかりになる範囲で結構ですから、すみません、よろしくお願いします。

○市民局長　　まず、市としての一番基本的な考え方なんですけれども、地域活動協議会については、ほとんど全地域で設立はできたんですけれども、運営の面でかなりご苦労されているということは、これはもう市長も非常に、そういう声をいろんなところでお聞きになって、危惧をされているところです。今後、やはり運営支援に重点を置いて、継続的に、あるいは観点的に地域活動協議会は事業をできるようにしていかなければならないというのは、基本的なスタンスです。そのために、予算についてはこれから議会で審議をいただくこととなりますけれども、骨格予算と言われながらも一定の予算要求を、予算案としては地域活動協議会に対する補助金については、総ボリュームは平成 25 年度と同じボリュームでの補助金を確保するということが一つ方向性としては決まっているということ。それからもう一つは、それは事業補助の部分についてそうなんですけれども、運営補助についてはこれまで事業費の 25% という方針がありましたので、地域活動協議会の運営というのは、事業をたくさんやっていると、その半分のところでは運営にかかる経費が半分で済むかというとなかなかそういうことはなくて、団体として維持していく限り、一定の、最低限ミニマムのコストとしてはかかっていくということの考えの下に、一定規模以上の事業スケールのところについても最低保障的な補助金は確保しようということで、運営補助についても一定見直して、もともとの考え方では、要するに事業規模の小さいところについてもある一定の運営補助は確保されるようにするということがありまして、その運営補助の拡充については、例えば自前でその運営補助金を活用して行って、それを人件費に充てることもできますので、会計支援とか事務支援で外注するとかいうことにも充てていただくということもできるんじゃないかということで、そういう用途にも使えるようにということで、考えております。ですから、事業補助の部分と運営補助の部分があって、運営補助なんかは、例えばいくつかの地域活動協議会がお金をそれで出し合って共同でどこかに事務を委託する。例えば中間支援事業者についても今回、もし、地域活動協議会のほうから、大阪市からの委託業務でなくて、地域活動協議会

のほうから別途こういうところを支援してほしい、事務作業についてこういうところについて支援してほしいということで要請があれば、それは別途の委託契約になりますけれども、受けてくださいねということをお願いしつつ、今、公募しているということなんです。

それと、より地域実情に応じた細かい支援になるようにということで、その支援をしている中間支援事業者についても、今年度までは大阪市内を5ブロックに分けて、ブロック単位で事業者を公募しんですけども、各区ごとの公募に切り替え、区と契約していただくということで。ですから、隣の区とうちの区とでは、中間支援の事業者が違うというようなこともこれから起こってくるんですけども、各区ごとに必要な要件を仕様書に盛り込んで、ブロック単位で共通仕様書じゃなくて、区ごとの仕様書で地域実情に合わせたかたちで中間支援の業務委託できるということにするとか、そういう改善も図ってきておるところです。

ただ、地域の声では、市長が行く先々で100%補助とか、従前の交付金のほうがよかったとかいろんなことを聞かれているわけなんですけど、ただやはり会計の透明性などが今非常に強く求められている中で、やはり、地域活動協議会にかかわっておられる方以外の一般の市民の方に対してもきちっと説明責任を果たしていくような税金の使い方にしなければならないということで、書類作成等についての一定のご負担をおかけするかたちになるわけですけども、そういう事務をお願いし、その代わりに運営補助のところをちょっと工夫して使い勝手をよくして、外部に委託することも、あるいは直接自ら人件費を支払って事務局的な職員を置いてというふうにされてる地域活動協議会もございます。既にそういうふうにされてるところもありますけれども、そういう工夫もできるようにしていこうかなど。ただ、先ほど言いました100%補助の問題については、やはり市政改革プランの基本的な補助ということについての考え方があって、丸々全部を公費でみるという考え方になっておりませんので、原則は補助金というのは2分の1補助という考え方があるんですけども、その中で地域活動

については、これまで行政が資金面でいろいろ支援し地域は労力を提供するというかたちで、相互協力してきたという経緯がございますので、このところはやっぱりしっかり見させていただかなければならないということで、2分の1補助して、残りの2分の1は持ち出しということではなくて、そこに労力を持ち出してるということを評価して、その分について、やはりまた2分の1の補助の分はあるんですけども、その部分の評価して委員に対する事業費の補助を手厚くしようということで。先ほど徳谷委員が言われた計算上の75%というふうには出てくるんですけども、ただ、予算の総ボリュームとしては今年度と比べて75%に減らしてるわけでは決してなくて、総額は維持してますんで。それは例えば地域の活動の中で、寄付とか協賛金とかが入ってくる事業のところは、例えば2分の1補助の事業に組み立てておいて、そういう承認はない事業については補助金100%を活用しようとかいうふうな工夫をしていただいて、全体として活用していただく。たぶん、徳谷委員のところもそういうふうにされてると思います。

○徳谷委員　はい、してます。

○市民局長　そういう発想で、決して財政的な支援をボリュームで絞り込んでいこうということではなくて、そういう中間支援の入れ方もきめ細かくしながら、運営補助の使い勝手をよくしながら、予算総額としては減らさないようにということで、より運営面にできるだけ留意して事業が円滑に進むようにということで支援をしていこうという考え方になってるということです。

書類作成の負担が大きい現状で、それがやっぱりやる方にとって非常に負担になってるという声はお聞きしてますんで、このところは透明性だったり、説明責任とのバランスになりますけれども、より工夫して、書類を簡潔なものにしていく、作成の手間をいかに少なくするか、これはやはり行政として考えていかなあかん課題と考えております。以上でございます。

○古賀委員　考えていただきたいです。

○新川会長　はい、しっかり考えよというお声をいただいておりますので、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでございましょうか。今日のところ、まずは今年度というか、今期、来年の答申に向けてどういう議論をしなくてはいけないのかというその出発点のところ、いろいろご意見をいただいていたのですが、今後実際に検討作業に私たち自身が入っていかなくてはいけないというところがあります。その入り口のところで、あらかじめ考えておくということで今、いろいろご意見をいただいたかと思います。何かございましたら、いただければと思いますが。

論点の一つは、やはり地域活動協議会にかかわる問題を、当審議会としてどう扱っていくのかということ。私どもは当然市民活動を推進するというそういう観点からこの地域活動協議会も、まあ、市民活動の一端と考えればその一部なわけではありますが、もう一方ではこうしたしっかりした組織が今のところ動こうとしておりますので、これとどういうふうなパートナー関係というのをづくりあげていくか、そして、最終的な目標であります市民のための活動というのをどう組み立てていけるか、そういう観点で考えていくということにはなろうかと思うんです。そうした地域活動協議会の私どもなりのこうあってほしいという姿は当然出てくるのではないかと考えておりますが、このあたり、一つ重要な論点かなと考えております。

二つ目はやはり、区役所、区の行政との関係というのをどう考えていくのかということで、これもご意見をいただきました。今後、区がこうした地域での市民活動にも積極的にかかわっていただくとことを考えれば、区がどうあるべきかといったような議論も当然私どもなりに議論はしないといけませんし、また翻って、区の単位におさまらない活動というのも、前回の審議会以来大きな課題としてはございました。そんな動向をにらみながら、この区との関係で何をやらうべきか、また、区内での市民活動の推進ということを私どもとしてどう考えていくのか、このあたりは重要な論点かなと考えております。

三つ目に、地域でのいろんな活動、行政のかかわり方もあるのですけれども、今のところまだまだ市民活動の力が中途半端なところがあって、中途半端な行政側の仕事ですと、いくら公募をやってもなかなか勝てないというようなお話もありました。どうやって市民が力をつけていくのか、あるいは逆に市民に合った事業とビジネスに合った事業というのをどう考えていったらいいのか。ほんとうは共通の土俵で戦えるぐらいになれば一番いいのですけれども、なかなか当面そうはいかないとすればどういう力づけ場面と考えていくのか。このあたりも重要な論点かなというふうに思っております。

全体としての最後に市の方針として先ほど村上局長さんからもございましたけれども、当然こうした市民活動を大阪市としても積極的に考えていきたいということでお話をいただきました。地域活動協議会もそうでありますけれども、こうした活動に向けてこれからの市の方向というのをあらためて私どもなりにもしっかりと踏まえながら、推進方策を考えていく。そんなことを大きな方向性にしながら今回私たちの議論を進めていければと思っております。

今日の話の中で、いろいろとヒントをいただいておりますので、これを生かしながら今後の審議の中で議論を深め、非常にやりにくいところ、難しいところありますが、できるだけ逃げないように、しかし、危ないところはいろんな選択肢をあれこれ柔軟に考えながら、スケジュールを工夫しながらいければと思っておりますが、今日のところはそんなところでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは時間も少し押しておりますので、今後の改定作業の論点等をいただいたということで、まずは2番目の議題のところ、これまでの取組についてのご意見、これからの取組、今後に向けてのご意見というのは、以上にさせていただきたいと思っております。

それでは、先ほども議論になりましたスケジュール、これに少し議論を進めさせていただきたいと思っております。これがある意味では私どもの今年、まだ25年度残ってお

りますが、26年度の主要な作業ということになります、まずは当審議会、それからワーキング部会の進め方ということについて、資料もいただいておりますので、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○市民活動担当課長　それでは、ご説明させていただきます。お手元の資料の、右肩に資料6とございます、タイトルが「市民活動推進協議会及びワーキング部会の進め方について」の資料に基づいて説明させていただきたいと思います。予定でございますので予定ということで申し上げたいと思います。

まず、2の「進め方」の上の太字の四角囲みでございますけれども、これまでの取組でございます。この取組を見まして、11月の委員改選を行いまして、下側の太い枠組みの中、本日平成26年2月の第21回の審議会に至ったということでございます。

今後のスケジュールの予定でございますけれども、6月と9月頃に予定しております審議会でございますとか、後ほど設置についてご相談させていただきますワーキング部会というところで中間報告の下に市民活動推進施策全般についてご議論いただきまして、平成26年12月ごろに方針案を確定、更に審議会に届く意見のパブリックコメント、市民の意見を公募するわけでございますけれども、これを経まして、平成27年2月ごろに方針の提言をいただくことを予定しておるところでございます。

本市といたしましては、このいただいた提言を受けまして、平成27年3月に新しい市民活動推進指針を制定して、公表して参ることをめざして参りたいと考えておるところでございます。

今回ご議論いただいております市民活動推進施策の方針の特徴としましては、大阪市の新たな区政運営をめざしてるということもありまして、各区の特性でございますとか、本市としてやっていくべき方向とかいった広範な市民活動施策を行っていただく観点から活用していけるというご意見をいただいて、提言をまとめていただければと考えておるところでございます。最後のところでは26年11月、方針確定して区長

会議に報告して各区長からの意見、こういったものを得まして、まとめて大阪市の考えということでやって参りたいと考えておりまして、説明については以上でございます。

○新川会長　　どうもありがとうございました。当審議会、それからワーキング部会というのをまた設けさせていただいて検討を進めたいということで、ご提案をさせていただきたいと思います。この全体のスケジュール、進め方につきましてご意見等いただければと思います。

○石川委員　　すみません、補足で。調査って、何かしませんでしたっけ。

○新川会長　　前回、一応調査はやらせていただいて、調査結果については、それぞれの地域からのご報告はいただいたかと思いますが、あらためて何か。

○市民活動担当課長　　今回はございません。

○新川会長　　今回は特にはないですね。はい。

○早瀬会長代理　　先ほど委員がおっしゃったように、要は柔軟というか、やらないといけないだろうと思いつつながら、一方で、いろんな区の現場でいろいろ困っておられる方たちの話をうかがうようなことをしていかないと、ここだけで議論をしてもしかたないわけで。その辺がね。例えば、我々が出向いていくとかえって構えられるかもしれないので、そのあたりどうするかとかいろいろありますけれども、とにかく現場のいろんな話をうかがうようなプログラムも中に入れとかないといけないかなと思っています。大変ですけど。

○新川会長　　この審議会全体でやるか、また、ワーキング部会でやっていただくかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思いますが、できればそれぞれの区役所も含めた現場の声、地域活動協議会の皆さんの声を直接聞くような機会というのも設けさせていただければ、今後の審議の内容を深めるためにとっても有益なのではないかと思いますので、ここは後ほど事務局とご相談をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ、石田委員。

○石田委員　調査というか、各区によってそれぞれ独自に動いてるということで、区の様子がちよっと全体的にとてもわかりにくい。例えば、まちづくりセンターそのものをどの区が、どの団体がどう担ってるのかとかですね。あるいは、区政会議もそれぞれの区によって構成とか全然違うみたいですし。更にその中でやってる地域活動協議会もそれぞれだと思しますので、そういうのが事実として出てきた部分だけでも表にさせていただいたら、我々は各区のことを思いながらいろんなこと話できるんじゃないかなと思いますので、その辺の事実進行している分だけの成果だけでも情報いただけたらなと思います。

○市民活動担当課長　実際のこと、この次ご相談いたしますワーキング部会の中でいろいろご相談させていただきたいなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○早瀬会長代理　それと一方でなんですけども、これ、市民活動推進審議会なので、地域活動協議会そのもののあり方を議論するわけではないですね。この辺がまた微妙なんですよね。微妙なんですけども、もっと言えば、地域活動協議会との関連だけのことじゃなくて、もっと広域というか、活動推進についても議論しないと、その辺のバランスも考えなあかんなと思います。

○石田委員　区の中に、区政会議もそうですし、地域活動協議会も各区の中のNPOとかを支援するような仕組みってほとんどないですやん。そこがきちりしないと、おそらくこの地域活動協議会はうまく動かなくて、まちづくりセンターだけだって時に、まちづくりセンターそのものもほんとに急ごしらえで、ほんとにこう、地域全体のこと理解してはるわけやないから、そこがやっぱり一つの大きなポイントになるだろうなと思いますけどもね。

○新川会長　はい、どうぞ、山田委員。

○山田委員　そういう意味で。ここはずっと中途半端な表現になっちゃったのです

が、この中間報告の2ページのところの(6)なんですけど、「中間支援組織の活用」に、今、石田委員がおっしゃったようなところが検討課題に入っていないのですが、これをもう少しきちっと提言していく必要があるのでは。

○市民活動担当課長　　今の山田委員からいただいたご意見ですけども、ここ、今までの議論で市政改革プランの考え方をまとめるという部分にご意見を頂戴したと思いまして、この(6)はプランをまとめるところになると思いますので、今の山田委員のご意見については、この以降のところ踏まえてと思います。

○山田委員　　以降のところ、はい。わかりました。

○新川会長　　むしろ、今後の課題というところで、こうした中間支援のあり方とか、あるいは区の単位、区の中でのNPO、市民活動支援のあり方ということについて議論をしていって、そこをこの審議会ですべての観点からも各区でこんなことやってもらわないと困りますよということは、大いに言っていっていいのではないかと考えております。そういう議論をしていく上でも各区の情報をちゃんといただかないといけないということはあるかと思いますが、このあたりが今後の審議で深められればと思っております。

○徳谷委員　　ちょっとすみません。

○新川会長　　はい、どうぞ。

○徳谷委員　　なかなか、入っておられるNPOとかサークルは少ないと思うんですね。それが、やっぱり地域の中で今まで何とかこうやってきたのが、地域活動協議会がボーンとできたために、なんかこう・・・。

○新川会長　　はずされる・・・。

○徳谷委員　　そう、だから、そのつながりとか、その地域を見回した時に地域活動協議会に入っていない団体でやってる方もたくさんいらっしゃるって、そこでの地活とのうまいつながり方というのは、すごく大事じゃないかなと思うんですね。なんか、敵対しているわけじゃないんだから、そこに力をあわせるというつながりへの提言みた

いなものがほしいなあと。

○早瀬会長代理 地域活動協議会に入っていない団体も、支援活動団体なんだよね。

○徳谷委員 そうそう、そこが・・・。

○早瀬会長代理 その話をしないと、あかんと思うんですけど。

○徳谷委員 うちはたまたま入ったけど、入ってる子育てNPO、すごい少ないんですね。みんな聞いてくるんです。「徳谷さん、どうやって地域活動協議会、入らしてもろたん？」って。でやっぱり、入ってええんか、悪いんか、どうしていいんか、みんなわからない。地域のNPOはわからない。

○石田委員 実際に小学校区を単位にして活動しているNPOなんか、ほとんどないね。それ、どうつながるかって大事ですよ。

○新川会長 やっぱりここは、最終に向けては考えたいところですね。ちょうど、今、ご指摘いただいた点、先ほど石田先生がちょっとおっしゃってた西成なんかもきっと同じような状況だろうと思います。たくさんの方々の市民活動の方々が地域にかかわろうとして逆に地域活動協議会が過敏になってしまってるというような、そういうところもありますし、区役所が頑張れば頑張るほどそれが壁になるというケースも当然考えられます。むしろ、そういうことにならないように、しかし、それぞれの地域の独自性はきちんと活かしていただくという、そういう工夫を私たちしていかないといけないなと、あらためて考えていますが、ここも、ほんとうに複数の、二重三重のいろんなチャンネルをつくっていくというような、そういう考え方で補っていくしかないかなと思って、そういうのをまたちょっと考えないといけないということで、よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。だんだんとワーキング部会のこと重たくなるばかりなんです、ご注文はどんどんいただければと思います。

日程についてはもうこのとおりになかなか進まないだろうということで、ただ、

私たちとしてはやはり何とか新年度 26 年度中には、というか、暦でなんとか今年の 2014 年の 12 月ぐらいまでには、なんとか方針案、中身を確定をさせたいということで努力はさせていただくということで、よろしくお願いをしたいと思います。あわせてその際に、ワーキング部会というのを設けて議論をさせていただけることについては、ご確認させていただいてよろしゅうございますでしょうか。これ、全体でやるというのも大変ですので、少し密にご議論いただく、そういう場をつくってご議論をさせていただければと思っておりますので、この点ご了承いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(全員、うなづく)

ありがとうございました。それでは、当審議会の次年度、というか今年の 2014 年の進め方ということにつきまして、一応ご了解をいただき、また、ワーキング部会を設けるということで、今後審議を進めさせていただければと思います。

それでは、もう一つございます今後の作業を進めていくということで、ワーキング部会を設置をして検討していただくということを先ほどご了解をいただいていたのですが、これの設置を実際にしていただかなければなりません。このワーキング部会について、前期の委員会でもやってたんですけども、あらためまして事務局のほうからご説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○市民活動担当課長　　どうもありがとうございました。それではワーキング部会についてご説明申し上げたいと思います。この提言の策定に向けた詳細検討ということでワーキング部会がございまして、お手元の資料、右肩に「資料 7」とございましてけれども、「資料 7」が当審議会のワーキング部会の設置要綱となっておるところでございます。これに基づいて設置ということになって参ります。次のページをめくっていただきますと、右肩に「資料 8」とございまして。タイトルは『市民活動推進に係る提言策定に係るワーキング部会』の設置について」というものでございまして。目的を一番上のところに整理させていただいております。提言内容の検討が目的でございま

して、構成員は2番でございますけれども、4名でお願いできればと考えておるところでございます。3の設置予定日については、2月24日付けということでございまして、提言検討をやっていただきまして、スケジュール、予定でございますけれども、5番に書いてある内容でございます。次のページをめくっていただきますと、前回のワーキング部会の委員名簿をつけさせていただいております。前回は、広くご意見を頂戴するというところで多くの方にご参加いただいたところでございますけれども、今回につきましては提言の策定を受けまして、より内容を絞りこんだ議論が必要かと考えておるところでございますので、人数を絞った4人の方と考えておるところでございます。

提案については以上でございまして、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○新川会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまご提案をいただきましたワーキング部会につきまして、設置を、一応私が指名をした方々でワーキング部会をつくらせていただいて、リーダーを指名をさせていただいて、リーダー中心に進めていただくということ。それから、この部会では今回の答申の新たな提言策定にあたりましてその内容の検討をいただくということ。そのために、実際には4人の方をお願いをして、今日から早速活動をしていただきたいということで、今、事務局のほうでご用意いただいたということでございました。前回の部会委員の名簿でございますけれども、基本的には前回お願いいたしました委員の方々に、また大変ですけどワーキングまたやってね、というお願いをしようか、もし、これでいいということであればお願いをしようかなと思ってるところがあるんですが、このあたり含めましてご意見をいただければと思います。

具体的なワーキング部会の設置・運営につきまして、ご質問やご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○石田委員 はい。しょうがないですね。ここまできたら。

○新川会長 いいでしょうか。ありがとうございました。なんか、むりやりご了解

を得たところがありますが、ワーキング部会、ただいまご提案をいただきましたような内容で、ご努力していただければと思います。よろしく願いをいたします。

このワーキング部会につきましては、一応、前回のワーキング部会の委員の方々を念頭において、私のほうで指名をさせていただければと思っております。前回のメンバーを基にしまして、先ほどご紹介をさせていただきましたが、石川委員、それから早瀬委員、室谷委員、山田委員にまたお願いをいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

(全員、拍手)

全員一致でお願いをしたということで、よろしく願いいたします。これもまた大変恐縮ですが、部会のリーダーについては会長指名ということで、これも前回に引き続いて早瀬会長代理にお願いせざるを得ないと思っておりますので、これは恐縮ですがよろしく願いいたします。

(全員、拍手)

ありがとうございます。皆さんの強いご支援もありましたので、一つ、はしごをはずさないようにがんばります。

それではワーキング部会、こういうメンバーで、この構成で進めさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。今日付けでスタートしますので、早速ですけれども、また日程調整等よろしく願いをしたいと思っております。実は、決まっから言うの、申し訳ないんですが、この11月12月に提言という話ですが、実はその前にこの審議会に案をどんどん出していただいて、途中でたたかしていただかないといけないので、2、3か月ごとにやっぱりちゃんと議論が一定まとまらないと私ども議論できないということがありますので、そのあたりはすいませんがよろしく願いします。あとになって重たくなって申し訳ないのですが、よろしく願いをしたいと思っております。しっかりとご検討いただくということで、この件につきましては以上にさせていただきたいと思っております。

その他事務局のほうから、ご報告がございます。よろしくお願いをいたします。

「協働型事業委託に関する第三者会議」の件だと聞いておりますが、事務局、よろしくお願いをいたします。

○市民活動担当課長　それでは、「協働型事業委託に関する第三者会議」の委員の確認について、ご説明を申し上げたいと思います。資料、右肩に「資料 10」とある資料でございます、タイトルは「協働型事業委託に関する第三者会議委員名簿」でございます。前期の審議会におきまして、外部有識者によって構成されます協働型事業委託に関する第三者会議、本審議会の委員から 2 名の方にご就任を依頼させていただきまして、室谷委員と山田委員のお二人をご選出いただいたところでございます。今回、審議会の改選があったわけでございますけれども、お二人には再度委員にご就任いただくことになっておりますので、第三者会議につきましては任期中であるということもございますので、継続してご就任いただきますことをこの場でご報告申し上げたいと思います。

なお、第三者会議でアドバイスいただいております協働型事業委託の取組につきましては、ガイドラインを作成して推進しているところでございます。そのガイドライン、もう 1 枚めくっていただきましたところに A 3 の横長の資料がございまして、ここにそのガイドラインの概要がございますので、またお目通しいただければと思います。以上でございます。

○新川会長　どうもありがとうございました。

○山田委員　質問、よろしいですか。

○新川会長　はい、どうぞ、山田委員。

○山田委員　任期は平成 27 年 3 月 31 日ということですね・・・。

○新川会長　27 年の 3 月まではずっとお願い、継続で任期なのであきらめてください。

○山田委員　平成 26 年度における第三者会議の、スケジュールはどのような感じ

なのですか。

○市民活動担当課長 25年度、とりあえず一回説明会をさせていただきまして、その後はちょっとただいま検討中ございまして、今お示しできるスケジュールがございませんので、また出来次第、報告、ご相談させていただきたいと思っております。

○山田委員 前回のようにあがってくるかどうかということもまだわからないということですね？

○市民活動担当課長 若干、苦戦しておりまして、前回3件ほど挙げさせていただいたんですけれども、その3件もなかなかうまく進んでおらないということがございまして、各区に働きかけてまいりたいと思っております。

○山田委員 はっきり申し上げまして、前回出させていただきましたが、工夫が必要と感じました……。

○新川会長 せっかく協働型事業の委託をする、そういう提案で、よい提案がなかなか上がってこないんですね。ここはやっぱり少し構造的に問題があるんじゃないか。大元のところから直さないといけないんじゃないかとかこういうご意見をお持ちになっていると理解してよろしいでしょうか。

○山田委員 そうでございます。

○新川会長 なんとかせえ、ということですね。ちょっと私どもの守備範囲からはずれておる感じも……。

○山田委員 この委員会から推薦されてということですよ。

○新川会長 当委員会で皆さん方がたぶん今のお話であれば共通の印象をもたれると思いますので、この審議会でのご意向もぜひ踏まえてご発言をしてきていただければと思います。よろしくお願ひします。ご負担ならまた……。よろしくお願ひいたします。

ということでご報告をいただきましたが、そのほか何か、ご質問、ご意見等ござい

ましたら。よろしいでしょうか。

それでは、協働型事業委託に関する第三者会議の委員につきましては、継続をして室谷委員、山田委員も、私どものこの審議会から出させていただくということ、今後の当該の会議についてはまた後日、ご報告をいただくということで、こちらも今準備中ということで以上です。それでは、この件については以上にさせていただきたいと思えます。

今日、いろいろと活発にご意見をいただきましたけれども、特に私どもの中心的な議題であります新たな提言に向けての議論等で、もし、この点だけはといったようなことで各委員から言い残したことなどございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、会長代理に就任のご挨拶をしていただけていないので、それは最初にやらないとやっぱり格好がつかないので、今度はワーキンググループのリーダーということで最後に一言「がんばるぞ」ということで。

○早瀬会長代理　　実際、随時検討の結果を審議会の皆さんに共有していただいて、広くご意見いただきながらまとめていくかたちになると思いますが、なんせ、先ほどもお話ししましたように、前回はいろいろ議論したんだけど一応は出してきた中間報告というのはリストアップしただけですので。今度それを具体的に、こういうふうなスタイルがありますよねということを書いていかないといけないので、これはずいぶんいろいろな意見が出てくると思いますが、ただ、逆に言うと、その中で、先ほども言いましたがあまり窮屈にならずに、ほんとにまあ、これを使えばみんな元気になるよねというようなものをつくりたいと思いますので、皆さんほんとうにご協力をお願いいたします。

○新川会長　　はい。ありがとうございます。そうですね。ほんとに、実際に活動される方が窮屈にならないで、市民の皆さんが喜んでいただけるような、そういう提案にぜひしていければと思っておりますので、このへん、ワーキング部会の方々もし

っかり議論していただくんですが、同時に審議会の各委員の皆様方も情報をしっかり共有して、どうぞご自由にどんどん議論をして、できるだけいい提案になるようにご尽力をいただければと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、特になければ以上で本日の、私の担当する議論のところは終わりにしたいと思います。どうも長い時間ご協力ありがとうございました。事務局にお返しをさせていただきます。

○市民活動担当課長代理 新川会長、ありがとうございました。次回の日程につきましては、6月頃に開催をして参りたいと考えております。後日、日程の調整をさせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。また、お手元の参考資料の黄色いファイルにつきましては、そのまま置いてお帰り下さい。

本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会 0時00分